

介護保険 第一号被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により
次の要件を満たす方は
保険料が減免 となります。

【保険料減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、
又は重篤な傷病を負った第一号被保険者 ⇒ 保険料を全額免除
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者の収入
減少（※）が見込まれる第一号被保険者 ⇒ 保険料の全部又は一部を減額

（※）保険料が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

- （1）事業収入や給与収入など、種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて
10分の3以上減少する見込みであること
- （2）収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以
下であること

※申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

【保険料の減免額】

保険料の減免額は、減免対象保険料額（ $A \times B / C$ ）に減免割合（D）をかけた金額
です。

減免対象の保険料額（ $A \times B / C$ ）

- A：第一号被保険者の保険料額
- B：世帯の主たる生計維持者の減少が見
込まれる収入にかかる前年の所得額
- C：世帯の主たる生計維持者の前年の合
計所得金額

前年の合計所得金額に応じた減免割合（D）

- 200万円以下の場合：全部（10分の10）
- 200万円を超える場合：10分の8
- ※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合
には、前年の合計所得金額にかかわらず対象保
険料の全部を免除。

※令和2年度 介護保険料納入通知書は7月上旬に郵送致します。

介護保険料減免の詳細については、日高中部広域連合までお問い合わせ下さい。
新ひだか町静内緑町4丁目5番1号 新ひだか町保健福祉センター内
日高中部広域連合（電話：0146-42-5103）

新冠町介護資格取得経費助成事業のご案内

（介護職員初任者研修・実務者研修費を全額助成します）

新型コロナウイルス感染症の拡大による雇用対策として、介護従事者が不足する介護施設等への就労を促すほか、介護施設等での介護従事者の離職防止対策として、国からの交付金を活用し既存の「介護職員初任者研修費助成事業」及び「実務者研修費助成事業」に上乗せし、自己負担額の全額を助成いたします。

助成する研修

- ・介護職員初任者研修
- ・実務者研修

対象者

新冠町民で介護職員初任者研修又は実務者研修の受講を今年度中（令和3年3月31日迄）に終了した方

助成対象経費

介護職員初任者研修又は実務者研修の受講料（テキスト代含む）として助成対象者が負担した額

助成額

自己負担額の全額を助成します

申請期限及び申請に必要なもの

【令和3年3月31日迄に以下のものを添付し申請して下さい】

- ・研修を修了した証明書の写し
- ・受講料の支払が確認できる領収書の写し
- ・助成金の振込先口座番号が確認できるもの（通帳の写し）
- ・その他、研修内容が分かるパンフレット等

問い合わせ・申請先

新冠町役場 保健福祉課 福祉係（1階3番窓口）

電話47-2113（保健福祉課直通）